

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年12月5日(火)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 村 | 田 | 和 | 弘 | |
| 2番 | 山 | 口 | 吉 | 広 | |
| 3番 | 藤 | 本 | 直 | 樹 | |
| 4番 | 上 | 田 | 幸 | 子 | |
| 5番 | 岡 | 井 | 文 | 彦 | |
| 6番 | 田 | 中 | 壽 | 嗣 | |
| 7番 | 内 | 田 | 裕 | 夫 | |
| 8番 | 石 | 塚 | 加 | 津 | 美 |
| 9番 | 西 | 村 | 九 | 三 | 男 |
| 10番 | 西 | 村 | 和 | 樹 | |
| 11番 | 西 | 野 | 英 | 紀 | |
| 12番 | 松 | 本 | 吉 | 博 | |
| 13番 | 森 | | 一 | 博 | |
| 14番 | 加 | 瀬 | 千 | 代 | |
| 15番 | 寺 | 内 | 一 | 郎 | |
| 16番 | 戸 | 田 | 治 | 巳 | |
| 17番 | 内 | 田 | 孝 | 司 | |
| 18番 | 村 | 田 | 良 | 文 | |
| 19番 | 樋 | 口 | 敏 | 昭 | |

4. 欠席委員 20番 林 吉 一

5. 会議録署名委員 1 番 村 田 和 弘
 2 番 山 口 吉 広

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------------|-----------|
| 農業委員会事務局局長 | 山 澤 貴 志 子 |
| 農業委員会事務局 | 藪 内 雄 基 |
| 農業委員会事務局 | 高 橋 華 寿 紀 |
| 農業委員会事務局 | 三 宅 七 聖 |

7. 議 事

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可) |
| 議案第 2 号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の 確認について (納税猶予 (出口)) |
| 議案第 3 号 | 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定 について (利用権設定) |
| 報告第 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出 について (5 条届出) |

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さまこんにちは。それでは、令和5年第12回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないように配慮をお願いいたします。

本日は、林委員より欠席届をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

さる11月27日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

2番 山口委員

7番 内田裕夫職務代理者

10番 西村和樹委員

14番 加瀬委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

| | | |
|-------|--|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可) | 3件 |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況 の確認について(納税猶予(出口)) | 4件 |
| 議案第3号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(利用権設定) | 13件 |
| 報告第1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出について(5条届出) | 2件 |

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。1番の村田和弘委員、2番の山口委員、どうぞよろしく願いをいたします。

(会長) それでは、議案第1号から進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員) 議案第1号受付番号36から受付番号38の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) それではまず、議案第1号受付番号36の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号36について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容については、議案書2ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。先月もご審議いただいた法人で、確認書の内容も経営面積以外、変更はございません。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書3ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からよろしくお願いをします。

(●●委員) 農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員の上すべての要件について、満たしているものと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号36、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号36を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第1号受付番号37につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号37について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。持分の30分の10を所有権移転するという内容です。所有権移転後は、譲受人が1筆全ての管理をされるとお伺いしています。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号37、この案件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。議案第1号受付番号37を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第1号受付番号38につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号38について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号38につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。生前贈与の案件ですが、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号38を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口を議題といたします。

まず、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをします。

(●●委員)

議案第2号受付番号8から受付番号11の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号9の●●●●●と●●●●●については、雑草が生い茂り、農地として適正に管理されていないものと思われます。

その他の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号8につきまして、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案に入る前に相続税納税猶予、出口について、少し踏み込んだご説明を先にさせていただきます。

(事務局)

現在の法律では市街化調整区域内での納税猶予は終身となっておりますが、平成21年12月15日以前に納税猶予の適用を受けられた方は、一部の場合を除いて自らが20年間営農すれば相続税の納税が免除されます。

その20年間の満期を迎えるにあたり、税務署が免除の適用を受けられるか調査する際に農業委員会にも農地が適正に管理されているか照会がされます。

その税務署からの照会の回答を総会でご審議いただいているのが、この納税猶予の出口になります。

本日配布させていただいております資料Aをご覧くださいなのですが、20年間営農をされていたら問題はないのですが、もし納税猶予を打ち切られると、納税猶予されている相続税と申告期限からの利子税を納付することになります。

資料の(1)と(2)の表のとおり、全部確定する場合と一部確定する場合があります、全部確定のAの部分である譲渡、転用、貸付けまたは耕作の放棄等の面積が特例農地等の面積を20パーセントを超える場合やIの部分の農業経営を廃止した場合は、全部確定して相続税全額を納付しなければいけなくなります。特例農地とは相続税の納税猶予を受けた農地のことです。

また、一部確定の場合は特例農地の20パーセント以下、少しだけ譲渡や転用、貸付け、耕作放棄等をしたような場合、その農地分のみ相続税を納付しなければいけなくなります。

1枚めくっていただいて、2ページをご覧ください。こちらの資料は農林水産省からの通知を抜粋したものですが、現在は耕作放棄が納税猶予の確定事由になっており、(1)の平成17年4月1日以後に行われた贈与や相続に係る特例農地については、勧告等があった場合に納税猶予期限が確定されます。

(2)の平成17年3月31日以前に行われた贈与や相続に係る特例農地については、原則として耕作放棄によって納税猶予期限は確定されませんが、農業経営の廃止やすでに農地ではないような場合は確定するという取り扱いになっています。

今回の総会案件につきましては、相続日がすべて平成15年なので、(2)の平成17年3月31日以前に納税猶予を受けられた案件になります。

(事務局)

なお、納税の確定につきましては、1枚めくっていただいて3ページをご覧いただきたいのですが、税務署長が農業相続人や農業委員会に確認した上で判断されます。

以上、簡単なんですけども、相続税納税猶予の出口に関して説明とさせていただきます。

何かご質問等はございますか。

(●●●●委員)

今説明受けましたけど、今回の場合はどれに該当する、20パーセント以内におさまるのか。

(事務局)

今回は2ページの、資料の(2)の平成17年3月31日以前に行われた下線を引かさせてもらってると思うんですけど、今回は耕作放棄によって、納税猶予期限は確定しない、言うたら耕作放棄地によっては確定しないということにあたりますね。

(●●●●委員)

ということは、耕作放棄地のところだけが猶予されへんというような理解でええの。全部は猶予されへんということになるの。

(事務局)

最終的に、税務署長というか税務署の判断になってくるんですけども、今回、耕作放棄にあたったとしても、税金を納めることにはならない。そこが平成17年3月31日以前かどうか、事由に入るか入らないかっていうところで、今回が平成15年の案件になってくるので、最終的には税務署の判断によりますけども。

(●●●●委員)

そのへんの境がちょっと理解が苦しいところやけど、全部猶予ならへんのか、一部分だけ、要するに耕作放棄で草生やしてるところだけが猶予ならへんのかっていう判断の、以前はそんなこと聞いててんけど、そのへんの判断のかけ方っていうのがちょっと難しいかなって。

(●●委員)

税務署との話し合いやんな、後日。耕作面積が2割以下やったらね。

(事務局)

ラインというか、基準を平成17年で見ていただいて、平成17年以前でいきますと今のお話になりますし、平成17年以後になると耕作放棄が特例農地、納税猶予を受けられてる農地の20%以上になるのか、20パーセント以下になるのかによって、先ほど一番初め冒頭に説明させていただいた、全部確定なのか、一部確定なのかというふうな判断になってくるかなというところですよ。

(●●●●委員)

ごめん、ちょっと頭の中こんがらかってあんねんな。だから、平成17年以前と以降によって分かれてくるわけやんか。

(事務局)

簡単に言うとそういうことです。平成17年以前ですと、耕作放棄が関係あるかって言われるとそういうわけではない。平成17年以後であれば、特例農地として納税猶予を受けられている農地の20パーセント以上なのか。

(●●●●委員)

そこで判断されるっていうことやね。

(事務局)

そうです。20パーセント以上になってくると、全部確定っていうことなので、全体をっていうふうな形になってきますし。

(●●●●委員)

反対に言うたら、今回のことはこの案件は全て猶予されるっていうことで理解したらいいねんな。

(事務局)

そうですね。最終的な判断は税務署になってはきますけども。

(●●委員)

最終的には税務署の判断やな。

(事務局)

その税務署から照会を農業委員会が受けてまして、それを総会をご審議していただいて、その回答っていうのが、一つの納税猶予に対する意見っていうか、意見進達っていうふうな形で回答をさせていただいているので、っていうところですよ。

(●●●●委員)

結構です、ありがとうございました。

(事務局)

よろしいですか。

それでは、議事に戻りまして、議案2号受付番号8について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページ、5ページ、6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号8につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

この案件は全て野菜が作付されているというような状況です。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号8につきまして、特例農地が適正に管理されていると判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

それでは続きまして、議案第2号受付番号9につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案2号受付番号9について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

先ほどの現地調査の報告にもございましたとおり、6筆のうち2筆については雑草が生い茂り、農地として適正に管理されていない状況でした。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページと8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

- (会長) 議案第2号受付番号9につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。この案件は、2筆が雑草が生い茂っているというような現地調査の報告ございました。委員の皆さんから何かご意見があったら頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょう。よろしいですか。
- (●●委員) 草生えててな、これとりあえず始末したらええんちゃうの。してくれはったらやけど。
- (●●●●●●) 前から言ってるけどやってくれはらへん。
- (●●委員) やってくれはらへん。やってくれはらへんのはちょっと具合悪い。
- (会長) そのほか、何かご質問等はございませんか。よろしいですか。
それでは他にないようですので、採決に入ります。議案第2号受付番号9の案件につきまして、4筆の特例農地が適正に管理されていたが、2筆については適正に管理されていないと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
賛成多数。よって、4筆は適正に管理されていたが、2筆は適正に管理されていないものと税務署に報告をします。
- 続きまして、議案第2号受付番号10について、事務局から説明を願います。
- (事務局) それでは、議案2号受付番号10について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第2号受付番号10の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

これについては、全て野菜と水稲が作付されていたというような状況ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号10について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第2号受付番号11について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案2号受付番号11について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号11について、何かご意見ご質問はございませんか。

この案件につきましては、全て野菜が作付されているというような状況が書かれておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号11について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

(会長) まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをします。

(●●●●委員) 議案第3号受付番号95から受付番号107の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) それではまず、議案第3号受付番号95の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号95について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号95、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

新規設定の案件ですけど、よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号95について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号96につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号96について、議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ページをご覧ください。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号96につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

これは再設定の案件ですね、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号96について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第3号受付番号97から受付番号101については、借り手が同じですのでまとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号97について、議案書16ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号98について、議案書16ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号99について、議案書17ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号100について、議案書17ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第3号受付番号101について、議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書19ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号97から受付番号101、5件ですね、この5件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

再設定と新規設定と、双方がありますが、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号97から受付番号101について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号102から106について、これも5件ですね、借り手が同じですのでまとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号102について、議案書20ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号103について、議案書20ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号104について、議案書21ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号105について、議案書21ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第3号受付番号106について、議案書22ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書23ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の22ページ、23ページ、24ページ、25ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号102から受付番号106、5件ございますが、この5件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

5件とも新規設定の案件ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号102から受付番号106について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、受付番号107に入ります。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号107について、議案書24ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書25ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の26ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号107について、ご意見ご質問等はございませんか。

新規設定の案件ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号107について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

これで本日予定をしておりました審議案件については、全て終わりたいと思います。これより報告案件に入りたいと思います。

まず報告第1号受付番号6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条届出について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号6について、議案書26ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の27ページをご覧ください。

本件につきましては、令和5年11月1日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号6の報告がございましたが、これにつきまして、何か皆さん方からご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。報告ですが、よろしいですか。

特にご意見もご質問もないようですので、続きまして、報告第1号受付番号7に入りたいと思います。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号7について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、一部譲渡人の詳細につきましては、議案書28ページをご覧ください。譲渡人の欄には、所有者に代わり、それぞれの成年後見人、補助人、保佐人の名前を記載しています。農地の所有権移転の権限があることは裁判所からの代理行為目録で確認をしています。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の28ページをご覧ください。公図上、すでに道路として使用されている場所も含まれるのですが、今後整理をされるとお伺いしています。

本件については、令和5年11月16日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号7の案件につきまして報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

(●●委員) 今道路の一部になってるのはどういう状態なの。道路になっている感じやけども。●●●●、●と。

(事務局) 現状は道路ですね。

(●●委員) 貸してる感じ。

(事務局) 貸してるというよりも、ここ自体が府道なので、府と貸借契約は結ばれてないのが現状なんです。だいぶ前にはなってしまうんですけども、そのときに整理がされてない状況でして、今回申請受けるにあたって、転用した後にきちんと整理するっていうふうなことでお伺いさせてもらってます。

(●●委員) はい、わかりました。

(会長) そのほか、何かございませんか。よろしいですか。特にないようですので、それでは、本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時09分 終了 —————